

令和2年度 一戸建ての空き家に関する区調査 集計結果

令和3年1月 裾野市建設部まちづくり課

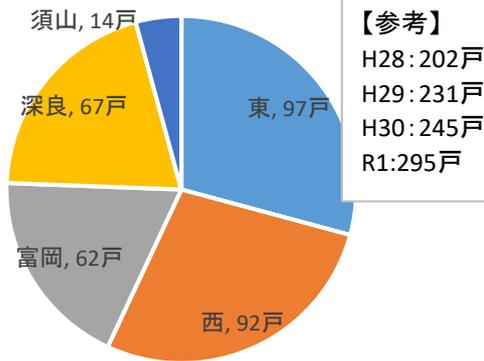
平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」が全面施行されました。この背景には、人口減少・少子高齢化時代を迎えて空き家が増加し、適切な管理が行われず、そのまま放置すれば倒壊など地域の環境や安全を脅かす可能性があるものが増加したことがあります。

このような中、市内にある空き家の実態を把握するため、平成27年度から毎年、区(区長)の皆様のお力をお借りして空き家の調査を実施しております。本年度もご協力ありがとうございました、この場をお借りし御礼申し上げます。

【調査概要】

- 対象地区: 市内77区(管理者のある別荘地および一戸建て住宅がない8区を除く)
- 調査期間: 令和2年10月～11月(約2ヵ月)
- 調査建物: おおむね1年以上利用されていない、一戸建ての空き家
- 調査方法: 区長宛に文書にて依頼し、まちづくり課または支所へ提出
- 回答率: 100%

(1) 地区別の一戸建ての空き家数

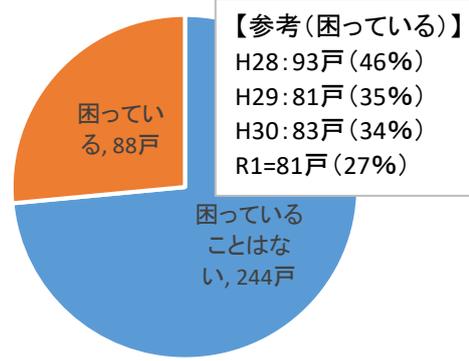


【参考】

H28: 202戸
H29: 231戸
H30: 245戸
R1: 295戸

市内の一戸建て空き家は332戸 前年比37戸増

(2) その空家について、困っていることはありますか

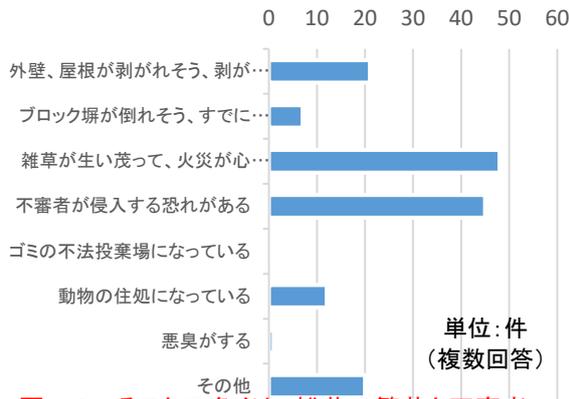


【参考(困っている)】

H28: 93戸 (46%)
H29: 81戸 (35%)
H30: 83戸 (34%)
R1: 81戸 (27%)

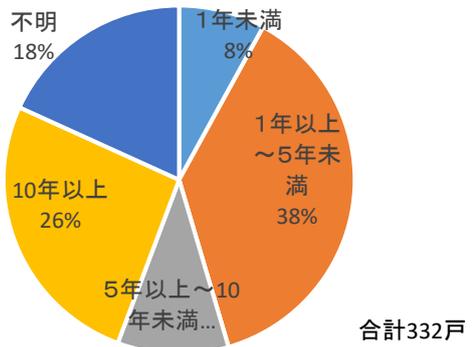
「困っている」空き家は88戸(全体の27%)
前年比7戸増

(3) 困っている具体的な内容は何ですか？



困っていることの多くは、雑草の繁茂と不審者

(4) 空き家になってからの時期



10年以上空き家であるものが全体の1/4

【今後の対応】

空家法では、「空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家の適切な管理に努めるものとする」とされ、所有者等が空き家を適切に管理する第一義的な義務を負うと規定しています。また、所有している建物が原因で他人に損害を及ぼした場合、不法行為に基づく損害賠償責任を負う可能性があります。

しかしながら、近隣住民等が所有者等へ適正な管理を依頼しても対応がなされなかったり、所有者等の連絡先が判らず苦慮しているケースも増加しています。

このため、「困っている」と記載された空き家については、職員が「調査票」を用いて判定します。判定後、地域への影響が大きいものは、所有者等に対して空き家の不良状況を伝え改善を要請、適切な管理を行うよう助言・指導します。